

夕張市緑・公園づくり基本構想

－ 夕張市緑の基本計画 －

夕張市

令和5年3月

目 次

1. 構想の概要	1
1-1 構想策定の背景・目的	1
1-2 構想の位置付け	1
1-3 構想の目標年次	2
1-4 構想の対象	2
1-5 構想の進め方	3
2. 夕張市の概要	4
2-1 自然環境	4
2-2 社会環境	5
3. 緑・公園の現況	13
3-1 施設緑地	13
3-2 地域性緑地	19
3-3 緑づくりの取組	19
4. 市民ニーズ等の把握	20
4-1 市民・子どもアンケート	20
4-2 市民検討会議	23
4-3 公園の管理に関する地域ヒアリング	24
5. 緑・公園の課題	24
5-1 都市公園等の課題	24
5-2 公共施設・民間施設緑地の課題	25
5-3 山林・田園・河川の課題	25
5-4 緑づくりの取り組みの課題	26
6. これからの緑・公園づくり	27
6-1 緑・公園づくりの基本的な考え方	27
6-2 緑・公園の将来像	27
6-3 緑・公園づくりの基本方針	29
7. 緑・公園づくりの推進	30
7-1 施策の体系	30
7-2 公園等の量の確保から質の向上	31
7-3 市街地にうるおいをもたらす公共施設等の緑の保全	33
7-4 都市の緑の骨格を形成する山林・田園・河川の緑の保全	33
7-5 市民参加型の緑づくりの取り組み	34
8. 将来的な緑・公園	35
8-1 将来の公園の配置イメージ	35

1. 構想の概要

1-1 構想策定の背景・目的

- ・本市の公園は、都市環境の保全や改善、住民の生活環境の向上に資するための施設として、都市公園や児童遊園などの公園の整備が進められ、市内各地に設置されています。また、自然環境や地域資源等を活用した、観光面での役割や機能、交流人口の創出に寄与する公園も設置されています。
- ・公園の多くが、設置から数十年が経過しており、人口減少・少子高齢化による地域住民の年齢構成の変化に伴い、公園利用者の減少、施設の老朽化などにより半数以上の公園がその機能を維持することが困難となる一方、安全に安心して利用できる公園の整備が求められています。
- ・このような中、北海道みどりの基本方針では、近年の緑や公園に関する動向として、住民の価値観の多様化や環境保全等の意識に対し、量を確保する視点にとどまらず、緑や公園が持つ多機能性を再認識し、環境、防災、レクリエーション、景観などに寄与する様々な機能を高めていく、質の向上に関するあり方が示されています。
- ・本構想は、本市の水や緑などの豊かな自然環境を踏まえ、緑全体の保全や緑化の推進に関する総合的な検討のもと、公園が抱える様々な課題に対応し、多様化する公園ニーズを的確にとらえ「質の向上」に向けた公園のあり方や、都市づくりと連動した緑や公園の将来像、目標及び施策等を定めることを目的としています。

1-2 構想の位置付け

- ・本構想は、都市緑地法に基づく緑の保全や緑化の推進に関する事項について、北海道みどりの基本方針を踏まえながら、夕張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道が定める都市計画区域マスタープラン）及び夕張市まちづくりマスタープラン（夕張市が定める都市計画マスタープラン）など関連計画と整合性を図り、本市の緑の保全や緑化の推進等を示し、健康で文化的な都市生活を確保するものとして位置づけます。
- ・また、本市は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）」で定めるところの財政再生団体となっていることから、現在の最上位計画である夕張市財政再生計画とも連携しながら長期的な視点に立って本構想を一体的に推進します。

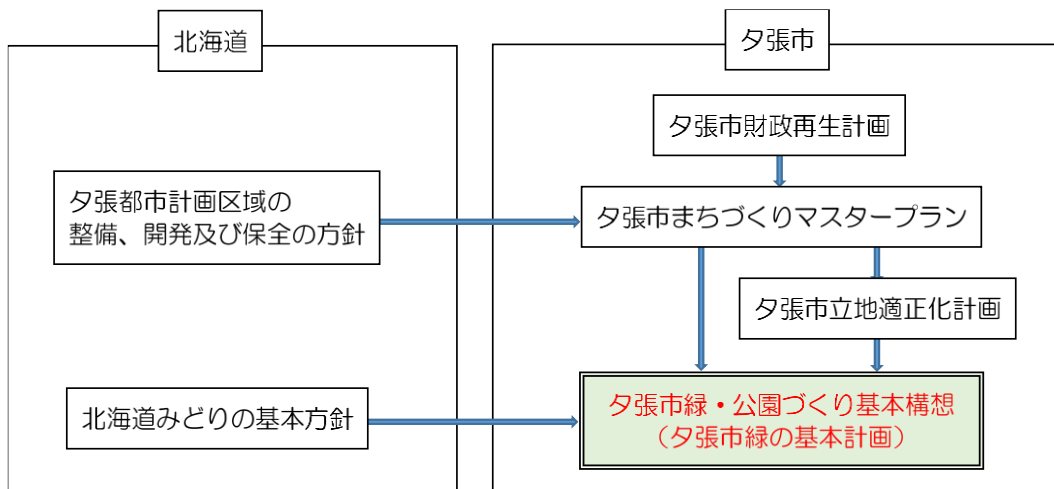


図 1-1 構想の位置付け

1-3 構想の目標年次

- ・本構想は、概ね 20 年後の長期的な本市の緑・公園づくりを見据え、令和 5 年度（2023 年度）から令和 25 年度（2043 年度）を目標年次とします。
- ・なお、社会経済情勢、法改正や上位・関連計画の改訂などにより、本構想に齟齬が生じた場合には、適宜見直しを行います。

1-4 構想の対象

- ・本構想の対象区域は、都市計画区域内とし、対象とする緑は都市公園法で規定する都市公園及び都市緑地法で規定する緑地とします。

都市緑地法における緑地の定義（都市緑地法第 3 条第 1 項）

「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む）が、単独でもしくは一体となって、またはこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

- ・なお、都市計画区域外の都市公園は、本構想に含むものとします。
- ・本構想で対象となる緑地の分類は、以下のとおりです。

表 1-1 構想の対象となる緑地

分類	項目	対象
施設緑地 施設整備を通じて管理される緑地	都市公園	都市公園法で規定する公園
	都市公園以外で公園緑地に準ずる機能を持つ施設	地方自治法または市町村条例で設置する公園 ・児童遊園 ・公営住宅の付帯施設（子どもの遊び場） ・分譲団地緑地、花壇 ・学校グラウンド・植栽地
	公共施設における植栽地等	・下水処理場等の付属緑地 ・その他公共施設における植栽地等（市役所、集会場等）
	民間施設緑地	・寺社境内地の植栽地
地域性緑地 土地利用の規制誘導により保全される緑地	法によるもの	・保安林区域 ・地域森林計画対象民有林 ・農業振興地域、農用地区域 ・名勝、天然記念物、史跡等緑地として扱える文化財（石炭の大露頭）
	協定によるもの	※該当なし
	条例等によるもの	

1-5 構想の進め方

- ・本構想の策定にあたっては、市民参画を主体として、以下のとおり進めました。
- ・また、公園を所管する市役所内部の関係課による検討も実施しています。

【市民検討会議の実施】

子育てや福祉、健康づくりや市民の生活環境に関わる団体、公園管理に関わる団体で構成

- ・第1回（R4. 10. 26 公園の現状課題の共有、公園のあり方に関する意見交換）
- ・第2回（R5. 3. 8 公園の存続・廃止、再編方針、将来像、施策に関する意見交換）

【市民意向調査の実施】

- ・市民の公園利用状況、求める機能等のニーズ、緑全体に関する意識を把握するため、市民、小学校・中学校・高校の全児童・生徒へのアンケート調査を実施

【地域ヒアリングの実施】

- ・公園管理の現状や管理活動の課題、今後の管理に関する意向等を把握するため、公園管理に携わる地域住民や団体等へのヒアリング調査を実施

【庁内検討会議の実施】

- ・公園の存続・廃止に関する基本的方針等の検討
- ・公園の質の向上に関する施策等の検討 ほか

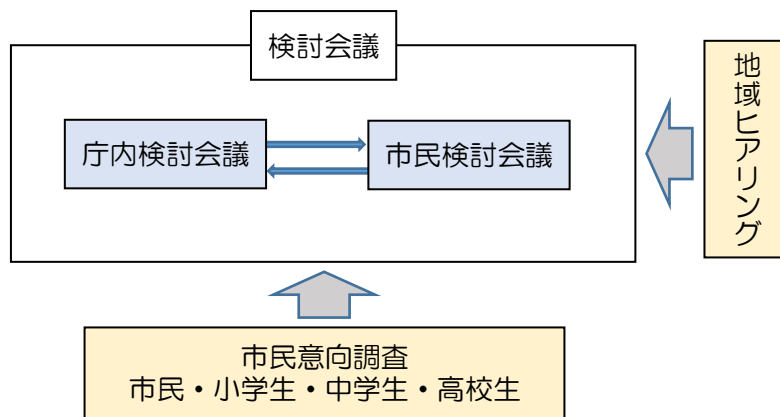


図 1-2 策定体制

2. 夕張市の概要

2-1 自然環境

(1) 地勢

- ・本市は、北海道のほぼ中央、空知地方の南部に位置し、東西 24.9 キロメートル、南北 34.7 キロメートル、面積 763.07 平方キロメートルの市域を有しており、そのうち約 91%は林野で占められ、このうち約 90%は国有林となっています。
- ・本市一帯は、夕張山地の豊かな森林や清流に育まれた平均標高 230mの丘陵傾斜地となっており、夕張山地に源を発する夕張川及びその支流が市内のほぼ中央を貫流し、流域に沿ってYの字型に市街地が形成されています。

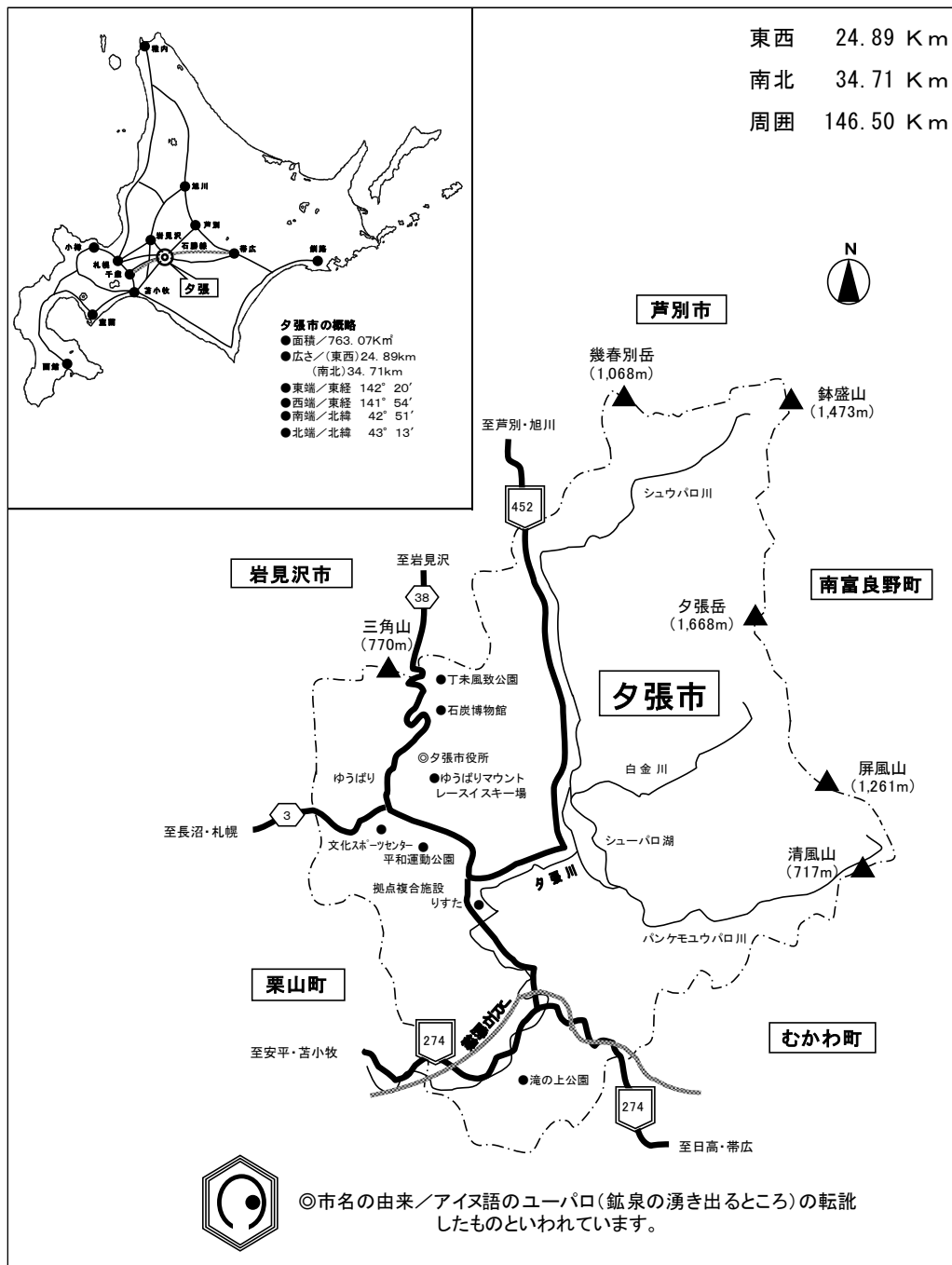


図 2-1 夕張市の地勢概況

(2) 気象

- ・本市は、山や丘陵に囲まれた地形的特徴から、昼夜の気温の変化が大きくなっています。
- ・風は周りの山々にさえぎられて弱められ、降水量や積雪量は、北海道の平均的な量となっています。

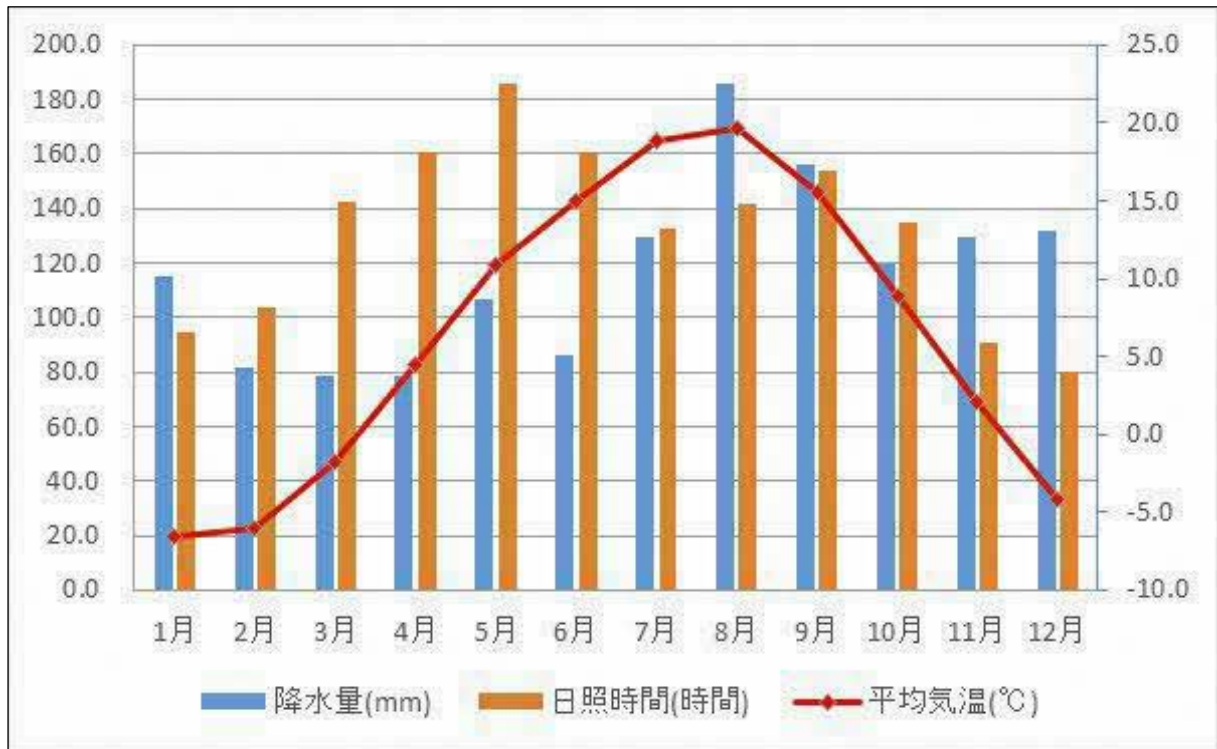


図 2-2 夕張市の降水量、日照時間、平均気温の月ごとの推移

※気象庁ホームページ 「夕張 平年値 (年・月ごとの値) 主要要素」 から作図

2-2 社会環境

(1) 人口

- ・本市の人口は、昭和 35 年 (1960 年) の 107,972 人をピーク (住民登録人口 (昭和 35 年 4 月 30 日) では 116,908 人) に、急激に減少しており、平成 27 年 (2015 年) に 8,843 人、令和 2 年 (2020 年) には 7,334 人となっています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、令和 22 年 (2040 年) には 3,000 人を割り込むことが推計されています。また、年少人口も年々減少していることから、人口に占める高齢者の割合は令和 2 年に 52% を超え、少子高齢化が顕著な状況となっています。

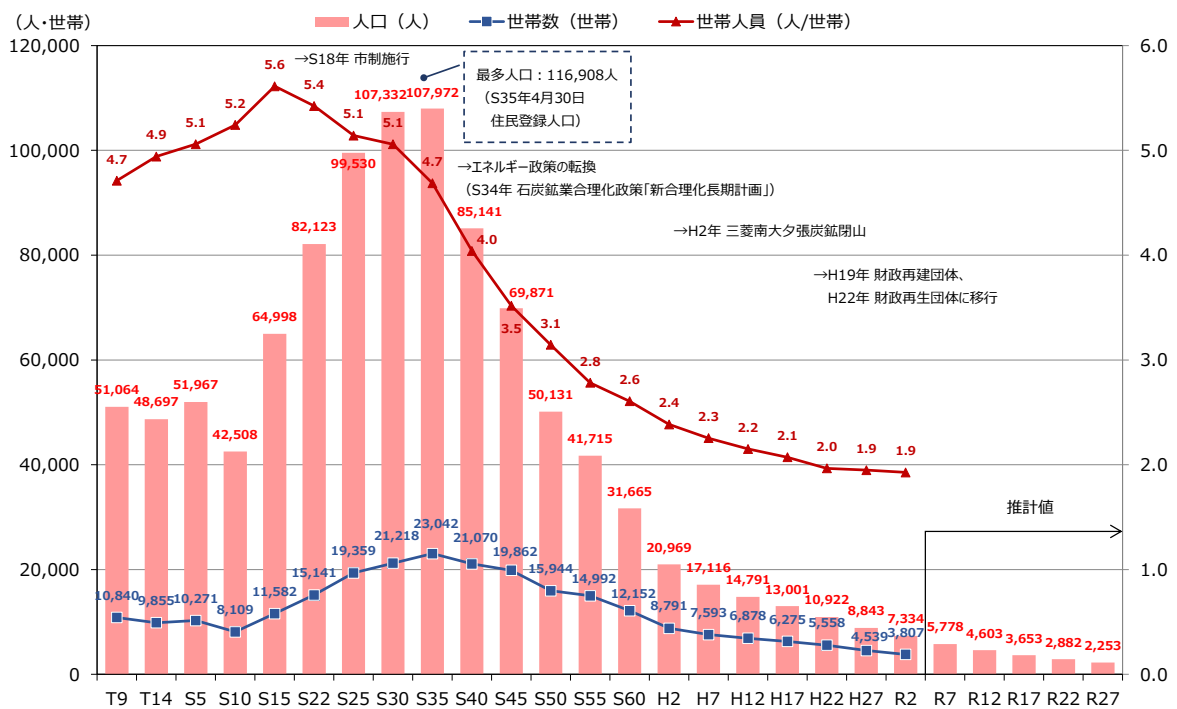


図 2-3 夕張市の総人口の推移と将来推計

資料：国勢調査（令和 2 年（2020 年））

国立社会保障・人口問題研究所（平成 30 年（2018 年）推計）

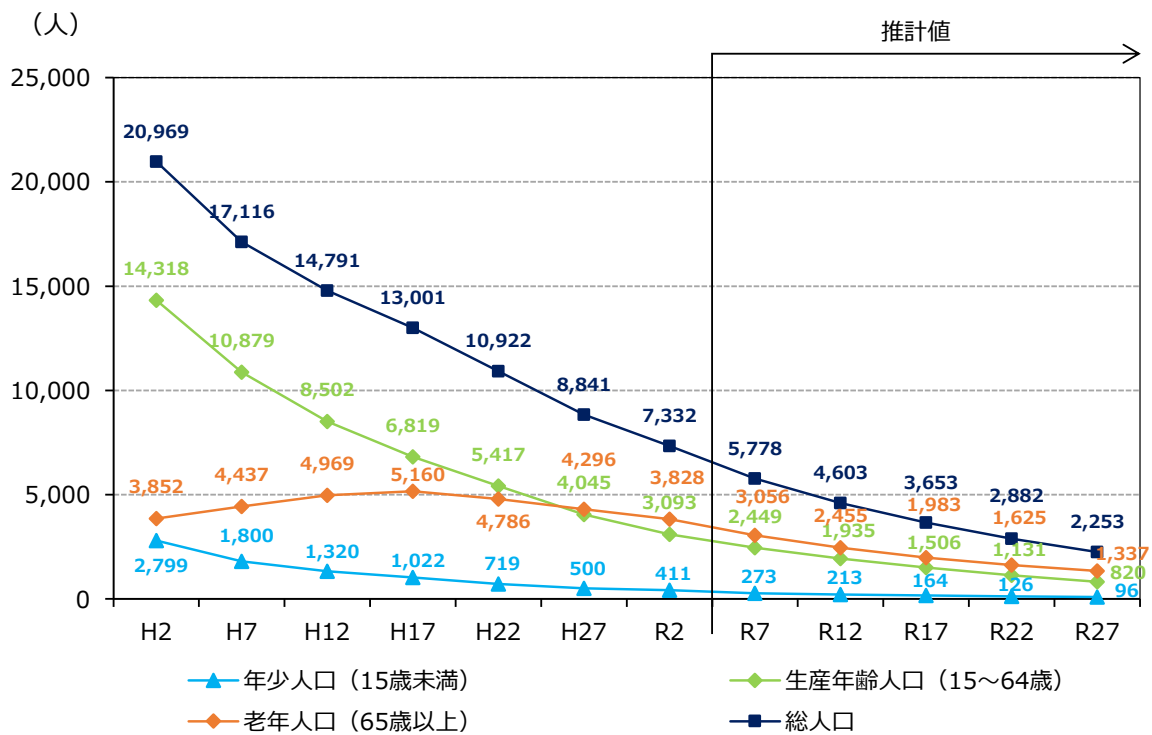


図 2-4 夕張市の年齢階層別人口の推移と将来推計

資料：国勢調査（令和 2 年（2020 年）） 総人口は年齢不詳を含む

国立社会保障・人口問題研究所（平成 30 年（2018 年）推計）

(2) 土地利用

- ・市域の約 91%が林野を占め、夕張川及びその支流が市内のほぼ中央を貫流し、流域に沿ってYの字型に市街地が形成されています。
- ・都市計画区域内では、森林の割合が6割以上を占め、次いで農地、原野の割合が高くなっており、都市の基盤となるような道路や宅地、建築敷地などは、全体の15%程度となっています。

表 2-1 夕張市土地利用区分

土地区分	
建築敷地	6.7%
宅地	2.9%
農地	9.6%
森林	62.3%
原野	9.3%
道路	3.2%
河川等	3.1%
公園緑地	1.7%
その他	1.2%
100.0%	

※令和元年度 都市計画基礎調査から作成

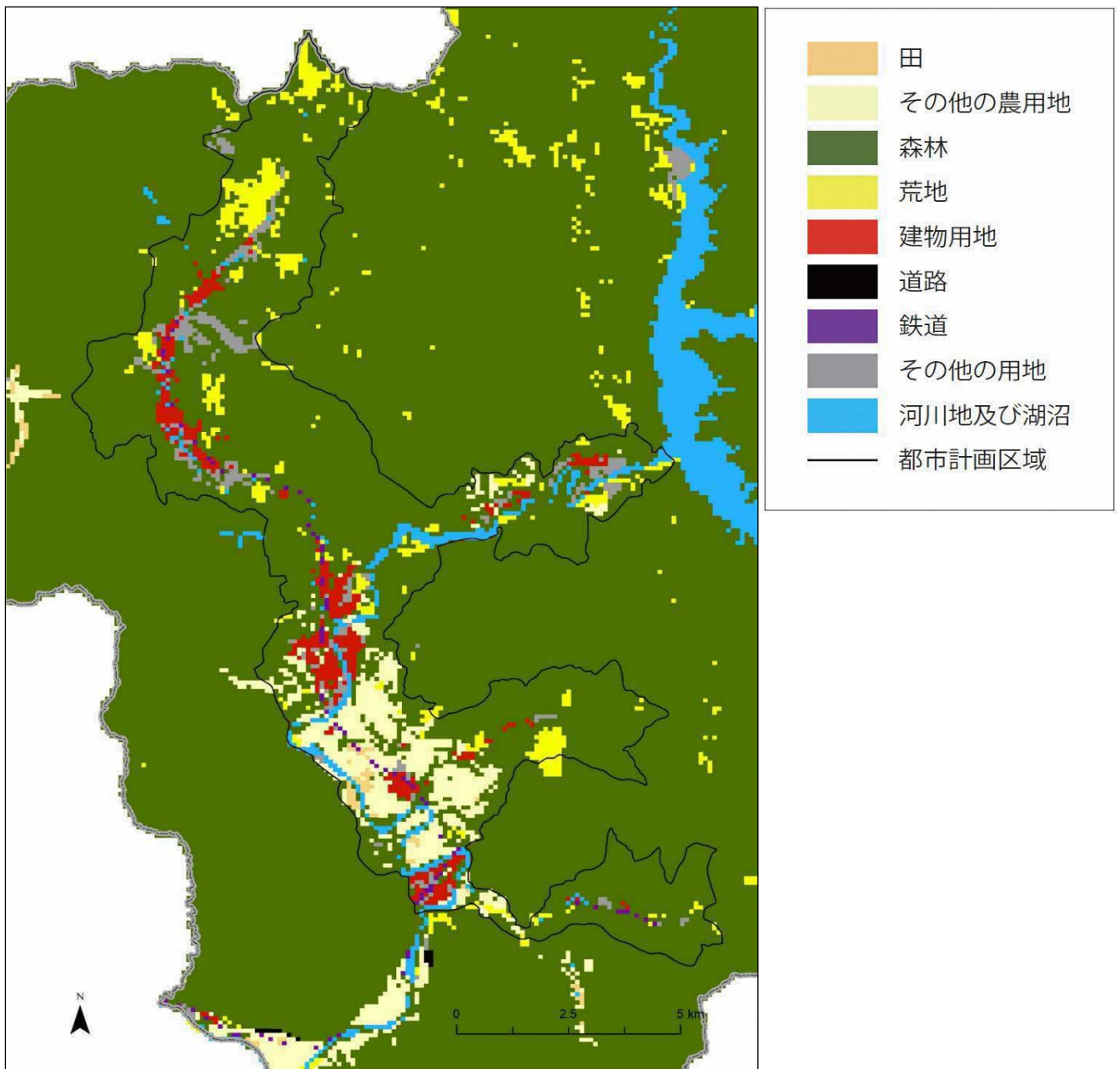


図 2-5 夕張市土地利用の状況
 ※国土交通省「国土数値情報」から作成

(3) 用途地域

- ・本市は、9,109ha が都市計画区域に指定されており、そのうち 1,033ha に市街地となる用途地域が指定されています。
- ・用途地域は、住居系が約 61% (630ha) を占め、商業系が約 8.2% (85ha)、工業系が約 30.8% (318ha) を占めています。

表 2-2 都市計画区域等の状況

区分	面積 (ha)	備考
行政面積	76,307	
都市計画区域	9,109	健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を図る区域
用途地域	1,033	良好な市街地環境の形成や都市活動の確保を図る地域
住居系 計	630	
第1種住居地域	509	住居の環境を守るための地域
第2種住居地域	121	主に住居の環境を守るための地域
商業系 計	85	
近隣商業地域	27	日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域
商業地域	58	商業等の業務の利便の増進を図る地域
工業系 計	318	
準工業地域	216	主に軽工業の工場等の環境悪化のおそれのない工業の業務の利便を図る地域
工業地域	102	主として工場の業務の利便の増進を図る地域
用途地域外	8,076	
都市計画区域外	67,198	

※夕張市都市計画図から作成

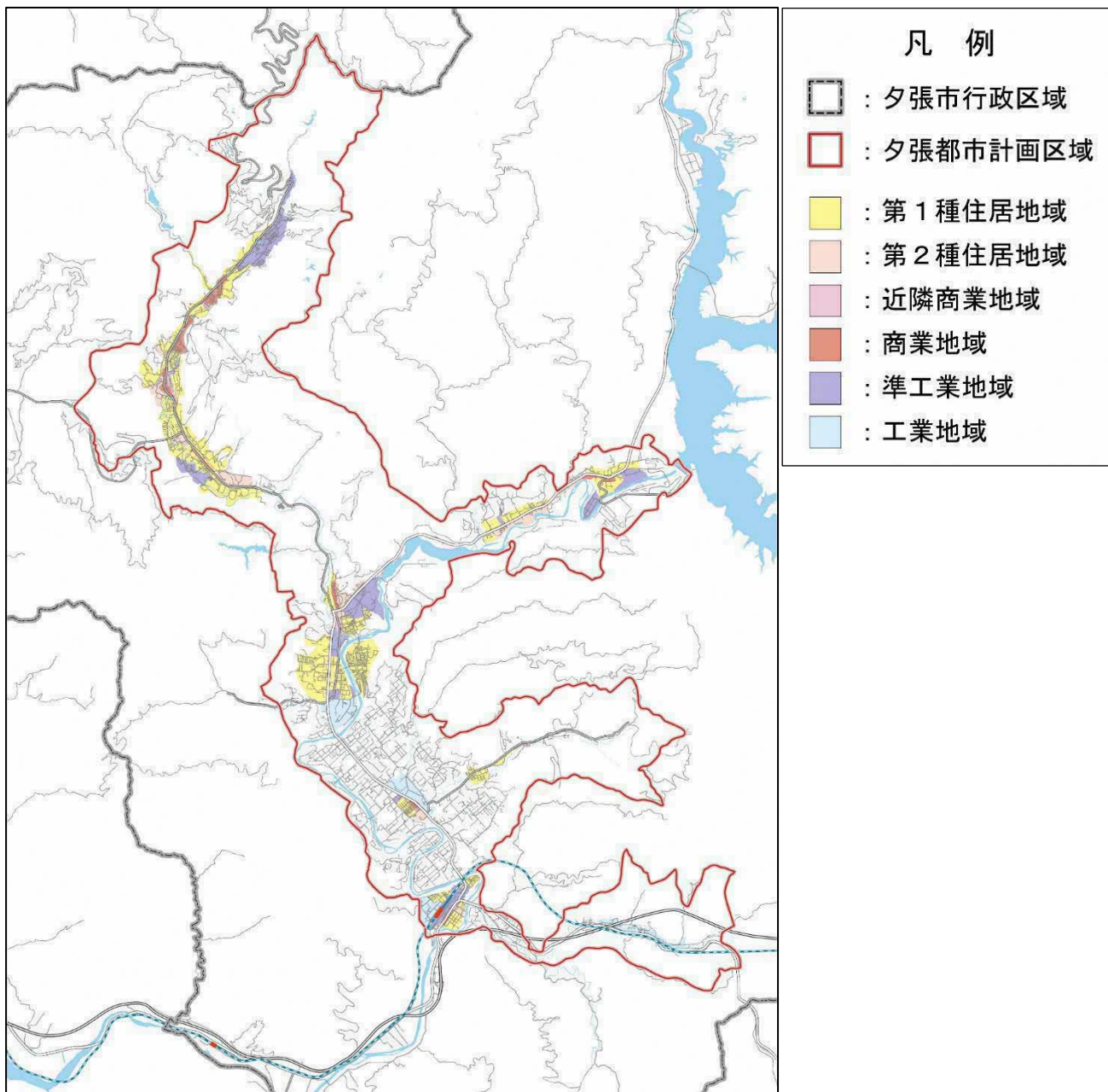


図 2-6 都市計画区域及び用途地域の指定状況

※国土交通省「国土数値情報」から作成

(4) まちづくりの状況

① 夕張市財政再生計画（計画期間：平成 21 年度～令和 11 年度）

- ・過去の財政悪化に至った種々の要因を踏まえ、歳入の確保や歳出の削減への徹底した取組を基本としながら、財政再生計画の期間が終了した後も、持続的に存立・発展していける取組を行い、財政の再建と地域の再生を図ることとしています。

② 夕張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（計画期間：令和元年度～令和 12 年度）

- ・夕張市まちづくりマスタープランの基本理念のもと、歴史文化や自然環境を大切にしたい持続可能な地域社会の構築に向けて、都市の防災性の向上が図られ、安心して住み続けることができるコンパクトシティの形成を目指し、今後のまちづくりを進めます。

<土地利用に関する主要な都市計画決定の方針>

（その他の土地利用の方針）

- ・優良な農地との健全な調和に関する方針
- ・自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

<自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針>

- ・基本方針

緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適性に配置し、整備、保全に努める

③ 夕張市まちづくりマスタープラン（計画期間：令和 2 年～令和 22 年）

- ・石炭産業で栄えた時代の人口規模を前提とした社会基盤の維持や、分散した市街地での市民生活を支える負担増などの行政課題を踏まえ、安心して夕張に住み続けることができるコンパクトなまちの形成により、持続可能な地域社会の構築に向けたまちづくりを行うこととしています。

【基本理念】

- ・『夕張の歴史文化・自然環境の保全と継承』

【まちの将来像】

- ・「安心して幸せに暮らすコンパクトシティゆうばり」

【まちづくりの基本目標】

- ・暮らし … 豊かな生活の確保・推進
- ・活 力 … 地域活力の創出
- ・環 境 … 自然・地球環境との共生

【将来都市構造】

- ・2骨格軸3拠点の形成

【分野別の取組方針】 *以下抜粋

<土地利用>

- ・将来の都市構造を見据えたコンパクトで効率的・機能的な土地利用
- ・優良な農地との健全な調和
- ・良好な自然環境維持に向けた森林保全

<水・みどり>

- ・夕張の貴重で豊かな水とみどりの保全

- ・水とみどりにあふれる自然環境との共生に向けた市街地形成
- ・交流レクリエーション及び防災の観点からの水辺・公園施設の活用と維持管理
- ・コンパクトなまちづくりに向けた公園・緑地の適正配置

<景観>

- ・夕張の原風景となる歴史文化的景観、自然環境の保全と創出
- ・新都市骨格、潤いのある市街地、地域特性に応じた景観づくり
- ・市民、企業、団体、行政の連携・協働による景観づくりの推進

④ 夕張市立地適正化計画（計画期間：令和2年～令和22年）

- ・人口減少・少子高齢化の加速化、公共施設の老朽化・耐震化への対応、土砂災害警戒区域の市街地への指定の状況などを踏まえ、夕張市まちづくりマスタープランで定める将来都市構造と連動した、都市機能の立地誘導と居住の誘導による、持続的でコンパクトなまちづくりを行うこととしています。

<都市機能誘導区域・居住誘導区域>

- ・住宅や都市機能の立地の適正化を効果的に図る観点から、将来的に一定程度の人口密度が確保されるよう、地区の住民生活に関わる施設の立地上状況を考慮して、区域を指定しています。

<都市機能誘導区域>

- ・若菜地区、清水沢地区、紅葉山地区に区域を指定

<都市機能>

- ・公園・施設について、誘導を図る都市機能として位置づけ

⑤ 夕張市公共施設等総合管理計画（計画期間：令和4年度～令和13年度）

- ・長期的な視点に立った公共施設等の維持・保全を計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、将来のまちづくりを見据えた公共施設等の適正な管理及び配置を図る、公共施設等マネジメントを推進することとしています。

<公共施設等マネジメント基本方針>

- ・都市づくりと連動し、既存ストックを活用した公共施設等の再編
- ・都市経営コストを軽減する持続可能でコンパクトなまちの形成

<公園緑地の方針>

- ・公園等の役割を踏まえたあり方を定め、都市づくりと連動した配置を検討
- ・公園内建物や施設、遊具等の予防保全的管理の実施
- ・公園施設長寿命化計画に基づく施設の長寿命化

3. 緑・公園の現況

3-1 施設緑地

(1) 施設緑地の現況

- ・本市の施設緑地は、都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地が計 167 箇所、面積は 511.37ha となっています。
- ・都市計画区域内人口一人当たりの面積は、721.15 m²/人となっています。

表 3-1 施設緑地の面積

緑地種別	箇所	面積(ha)	m ² /人
都市公園 計	21	132.97	187.52
都市計画決定公園	14	87.42	123.28
街区公園	7	2.39	3.37
近隣公園	3	6.09	8.59
総合公園	1	34.42	43.54
運動公園	1	19.55	27.57
風致公園	1	24.73	34.88
都市緑地	1	0.24	0.34
都市計画決定以外の都市公園	7	45.55	62.24
公共施設緑地 計	117	334.42	471.61
公園緑地に準じる機能を持つ施設	48	65.60	92.52
児童遊園	5	0.90	1.27
公営住宅付帯施設（子どもの遊び場）	21	1.81	2.55
分譲団地等付帯の緑地、沿道の花壇	15	0.66	0.93
学校グラウンド・植栽地等	7	62.23	87.76
公共公益施設における植栽地等	69	268.82	379.10
下水処理場等の付帯緑地	2	9.38	13.23
その他公共施設における植栽地	67	259.44	365.87
民間施設緑地 計	29	43.98	62.02
寺社境内地の植栽地	29	43.98	62.02
施設緑地 計	167	511.37	721.15

※夕張市資料から作成

※学校グラウンド・植栽地等、公共公益施設における植栽地等、民間施設緑地は図上計測

(2) 公園等の現況

- 本市には、生活環境を支える緑として、都市公園 21 か所（未供用公園含む。）のほか、児童遊園、公営住宅付帯施設（以下「子どもの遊び場」という。）、分譲団地等に付帯する緑地（以下「団地緑地」という。）、沿道の花壇（以下「花壇」という。）が設置されています。

① 都市公園

- 都市公園は、都市計画決定された都市公園が 14 箇所（うち 1 箇所は未供用）、都市計画決定以外の都市公園が 7 箇所設置されており、平成 18 年から 8 箇所が休止（一部休止を含む。）となっています。

表 3-2 都市公園の一覧

No.	名 称		面積 (㎡)	開始 (年)	備考
1	新清水沢公園	街区公園	4,800.00	S35	
2	岳見公園	街区公園	4,000.00	S34	
3	南清水沢中央公園	街区公園	3,901.00	S43	休止 (H18～)
4	菊水公園	街区公園	5,848.00	S44	休止 (H18～)
5	沼の沢公園	街区公園	2,618.00	S45	
6	宮前公園	街区公園	2,743.00	S50	
7	本町公園	街区公園	—	—	未供用
8	青葉公園	近隣公園	22,707.00	S47	休止 (H18～)
9	本町水郷公園	近隣公園	11,800.00	H4	
10	平和公園	近隣公園	26,422.00	S29	
11	石炭の歴史村公園	総合公園	344,176.00	H17	一部休止 (H25～)
12	平和運動公園	運動公園	195,521.00	H18	
13	滝の上公園	風致公園	247,274.00	S28	
14	本町ふれあい公園	都市緑地	2,424.00	H4	
15	丁未風致公園		238,621.00	S53	一部休止 (H18～)
16	めろん城公園		42,000.00	H1	休止 (H18～)
17	花とシネマのドリームランド		150,000.00	H9	休止 (H18～)
18	花と緑の都市公園		12,047.00	H3	休止 (H18～)
19	清水沢駅前公園		4,627.00	H6	
20	南部列車公園		1,389.74	H27	
21	鹿島眺望公園		6,799.33	H27	

※夕張市資料から作成

- 夕張市都市計画区域内一人当たりの都市公園面積は、約 187.5 ㎡/人であり、全国と比較すると約 18 倍、北海道と比較すると約 7 倍の都市公園面積を有しています。

表 3-3 都市計画区域内一人当たり都市公園面積（比較）

	都市公園面積 (ha)	都市計画区域 人口（千人）	一人当たり公園 面積（㎡／人）	備考
夕張市	132.97	7	187.5	R2 国勢調査
北海道	13,898.96	4,863	28.6	
都道府県計	124,023.12	119,941	10.3	

※夕張市の一人当たり公園面積は、都市計画区域人口の7,091人にて計算

※北海道と都道府県計は、北海道みどりの基本方針（平成31年（2019年）3月）から作成

② 都市公園以外の公園

- ・都市公園以外の公園は、児童遊園 5 箇所、子どもの遊び場 21 箇所、団地緑地 12 箇所、花壇 3 か所が設置されています。
- ・子どもの遊び場は、公営住宅団地の多さに比例して設置数も多く、また同一地区内に重複して設置されています。

表 3-4 都市公園以外の公園の一覧

児童遊園

No.	名 称	面積 (㎡)	開始 (年)	備考
1	鹿の谷 3 丁目児童遊園	625.25	S46	
2	南清水沢 2 丁目児童遊園	1,085.75	S48	
3	南清水沢 4 丁目児童遊園	1,935.00	S47	
4	沼の沢児童遊園	726.16	S56	
5	紅葉山児童遊園	4,639.12	S39	

公営住宅付帯施設 (子どもの遊び場)

No.	名 称	面積 (㎡)	開始 (年)	備考
1	改良住宅 本町 6 団地	536.77	S62	
2	改良住宅 翔団地	3,577.89	H1	
3	改良住宅 恵団地	277.50	H12	
4	改良住宅 和団地	141.60	H6	
5	改良住宅 夢団地	3,206.00	H1	
6	改良住宅 K61 団地	842.48	S61	
7	改良住宅 泉団地	540.00	R1	
8	賃貸住宅 憩団地	824.11	H9	
9	改良住宅 清陵 1 区 21A 前	200.00	S50	
10	改良住宅 清陵 1 区 24A 前	200.00	S50	
11	改良住宅 清陵 2 区 3A 前	400.00	S48	
12	改良住宅 改 54-6 前	1,020.00	S53	
13	改良住宅 改 58-14 横	444.60	S58	
14	改良住宅 楓・登川団地	364.68	S59	
15	改良住宅 夕南団地	502.50	S57	
16	改良住宅 社光団地	665.56	S58	
17	改良住宅 栄団地	668.25	H18	
18	改良住宅 千代田団地	353.95	S52	
19	改良住宅 公住跡	1,639.00	不明	
20	改良住宅 萌団地 (遊園)	339.00	H25	
21	改良住宅 萌団地 (広場)	1,365.00	H25	

分譲団地付帯緑地・沿道の花壇

No.	名 称	面積 (㎡)	開始 (年)	備考
1	錦光台緑地	306.73	H5	
2	しほろ団地緑地①	529.75	H5	
3	しほろ団地緑地②			
4	しみず団地緑地	342.65	H5	
5	陽光団地緑地①	894.07	S59	
6	陽光団地緑地②	395.60	S59	
7	陽光団地緑地③	310.00	S59	
8	陽光団地緑地④	615.50	S59	
9	陽光団地緑地⑤	447.89	S59	
10	橋見団地緑地①	509.13	S59	
11	橋見団地緑地②	1,402.42	S59	
12	橋見団地緑地③	158.05	S59	
13	千代田三叉路花壇	662.00	H1	
14	メロン通年栽培場横花壇		H2	
15	サイクリング沿線樹木、花壇		S62	

※夕張市資料から作成

(3) 公園の維持管理の状況

- ・各公園は目的別に設置され、それぞれ所管も異なっていることから、市が直接管理しているものから外部に委託、指定管理、地域住民や団体等に協力をいただいているものなど、それぞれ異なった維持管理をしています。
- ・このうち、地域住民や団体等に協力をいただいている児童遊園や子どもの遊び場等の公園については、地域住民の高齢化や担い手不足などの課題が顕在化し、負担が増加しています。
- ・また、子どもの遊び場は、公営住宅の入居者（自治会等）が管理するものとして設置されていますが、入居者の減少に伴い、管理に携わることが困難な状況となっています。

(4) その他の公共施設緑地

- ・公共施設の緑地は、市役所や学校、地区の集会施設などの緑地があり、修景等を目的とした植栽地が設けられています。
- ・夕張市公共施設等総合管理計画では、公共施設等の再編により都市経営コストを軽減することから、施設の統廃合等に伴い、植栽地等の総量も縮小することが想定されます。

(5) 民間施設緑地

- ・民間が所有・管理する緑地として、寺社の緑があり、地域の景観等を担っているところもあります。

3-2 地域性緑地

(1) 地域性緑地の現況

- ・本市の地域性緑地は、保安林、地域森林計画対象民有林、農業地域、農業振興地域・農用地区域で構成され、面積は約 6,974ha となっています。
- ・都市計画区域内人口一人当たりの面積は、約 9,835.5 m²/人となっています。

表 3-5 地域性緑地の面積

緑地種別	箇所	面積(ha)	m ² /人
法によるもの 計		9,361.81	13,202.38
保安林		3,636.88	5,128.87
地域森林計画対象民有林		2,543.95	3,587.58
農業地域		1,744.99	2,460.85
農業振興地域・農用地区域		1,435.99	2,025.09
地域性緑地間の重複		▲2,387.43	
地域性緑地 計		6,974.38	9,835.54

※国土交通省「国土数値情報」を基に図上計測

(2) 山林・田園・河川の緑

- ・市域の約 91%を占める林野と、夕張川等の河川が本市の地勢及び緑を形成するとともに、多様な動植物の生息地となっています。また、市街地を取り囲む山林や河川の水辺は、本市の景観の骨格を成す重要な要素となっています。

3-3 緑づくりの取組

(1) 市民の取組状況

- ・本市では、行政主催の活動だけでなく、市民が主体となって緑の保全や緑化に関する様々な取組活動が行われています。

表 3-6 市民の緑づくりの取組状況

取組活動	参加団体等	活動概要
りすた周辺美化活動	市民等	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇整備 ・施設周辺石拾い、抜根 ・ワークショップ ・令和4年度は全7回を予定
クラスボランティア	夕張高校	<ul style="list-style-type: none"> ・りすた美化（令和3年度第3学年実施） ・高校周辺清掃（令和3年度第2学年実施）
夕張クリーンDAY	ハッスル夕張	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごみ拾い（月2回実施）
千代田三叉路花壇花植え	ハッスル夕張	<ul style="list-style-type: none"> ・花植え（毎年実施）
清水沢炭鉱ズリ山メンテナンス	（一社） 清水沢プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民参加の草刈り ・階段整備など

4. 市民ニーズ等の把握

4-1 市民・子どもアンケート

- ・本市の緑や公園に関する市民ニーズを把握するため、19歳以上 80歳未満を対象としたアンケート調査と、小学生・中学生・高校生を対象としたアンケート調査を実施しました。
- ・アンケート調査により得られた主な意見や課題、傾向等について整理します。

(1) 実施概要

表 4-1 アンケート実施概要

対象	市民	ゆうばり小学校	夕張中学校	夕張高校
	19歳以上 80歳未満 402/1,100 票 回答率 36.5%	全児童 140/150 票 回答率 93.3%	全生徒 70/94 票 回答率 74.5%	全生徒 50/51 票 回答率 98.0%
回答属性	居住地区、年齢 市内居住年数 家族構成 同居子供の有無	学年	居住地区、学年	
緑の保全・緑化	緑の評価/緑化方針、 守り増やすべき緑、 緑化活動への参加意向・ 参加状況			
公園利用実態	公園の利用頻度 利用する公園 利用用途 利用しない理由	公園の利用頻度 利用する公園 公園ですること 利用時刻、同伴者	公園の利用頻度 利用する公園 利用用途、利用時間 利用しない理由・不便な点	
公園への意見	管理公園の数量方針 管理の満足度 公園に求める機能・設備 自由意見	こんな公園だったら いいな/行きたいな	利用したいとき、利用用途、 希望する立地、交通手段、 公園に求める機能・設備 どんな公園を造るか	

(2) 緑に対する市民意向

① 緑の評価/緑化の方針

- ・市内の緑の量について、「多い」、「やや多い」と評価する割合が、55.5%と、約半数を占めています。
- ・「緑を守り増やす必要がある」、「どちらかという必要がある」とする割合が、57.7%を占めています。

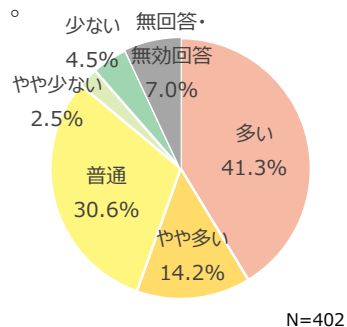


図 4-1 市内の緑の評価

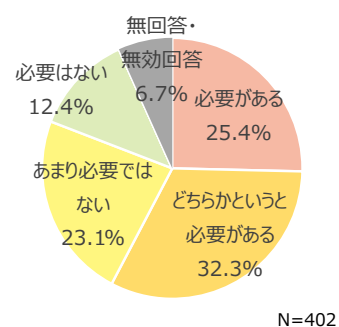


図 4-2 緑化の方針

② 守るべき緑／増やすべき緑

・守るべき緑、増やすべき緑として、「公園の緑」が 58.1%、「学校や病院などの公共公益施設の緑」が 45.6%、「林・山などの自然の緑」が 45.1%と、上位を占めています。

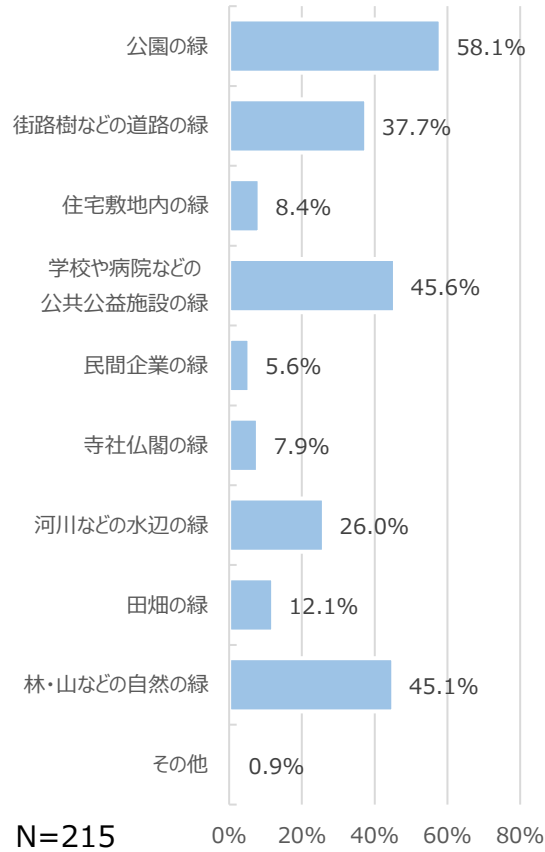


図 4-3 守るべき緑／増やすべき緑

③ 緑化活動への参加意向

・「緑化活動に参加していないし、今後も参加するつもりはない」が 56.5%と、半数以上を占めています。

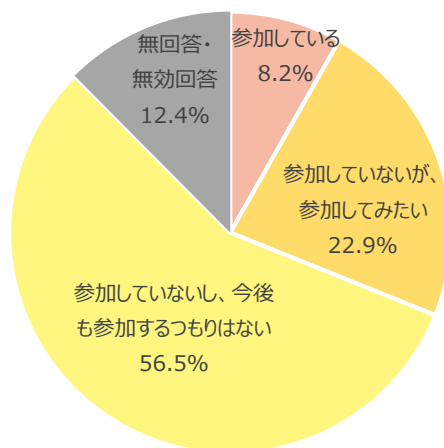


図 4-4 緑化活動への参加意向・参加状況

(3) 公園に対する市民ニーズ

① 市民アンケート調査結果

- ・公園に求める機能として、「休憩施設（ベンチ・東屋など）」が 64.2%、「トイレ」が 59.4%、「遊具」が 43.6%と、上位を占めています。

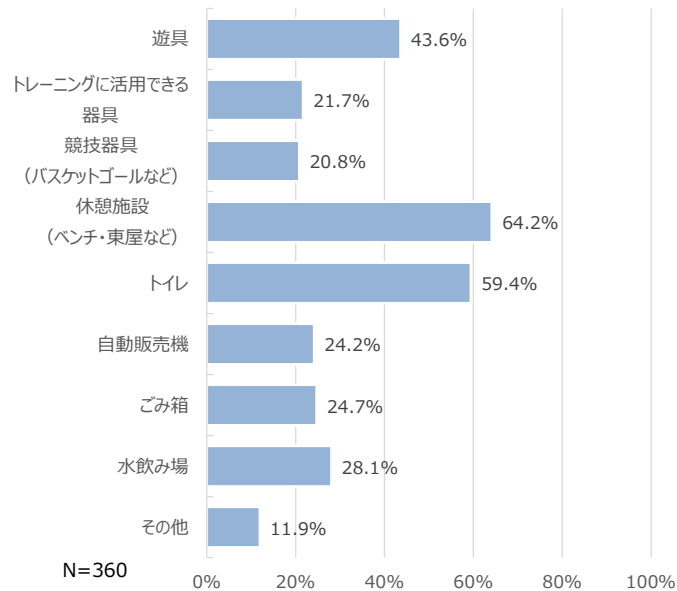


図 4-5 公園に求める機能・設備

② 子どもアンケート調査結果

- ・小学生では、公園に求める遊具、設備として「すべり台」、「ブランコ」、「ターザンロープ」などや、「ベンチ」、「トイレ」が多数あがっていました。
- ・中高生は、「トイレ」「休憩施設」のほか、「自動販売機」、「ごみ箱」、「遊具」、「Wi-Fi」を求める意見も多数ありました。

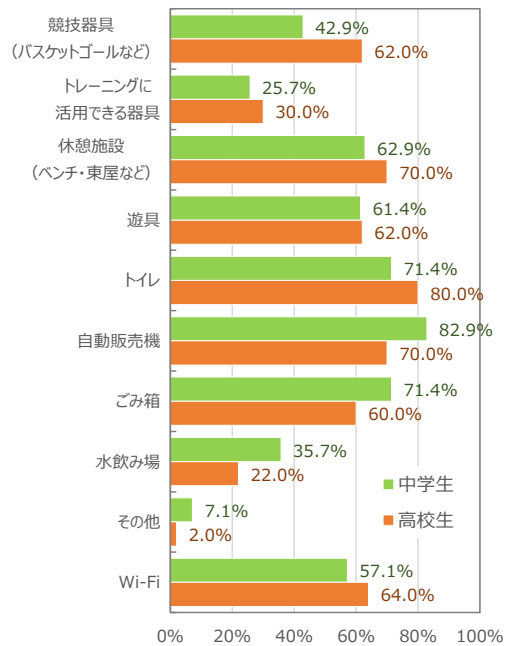


図 4-6 中高生の公園に求める機能・設備

市民ニーズ（要約）

- ・安全に安心して子どもをのびのびと遊ばせたい
- ・子どもの行動圏内への公園の立地
- ・あるべき機能や設備を備えた公園の整備
- ・多世代が利用できる機能を備えた公園の整備
- ・自然環境等を活かした魅力ある公園の整備
- ・1箇所大きな公園を整備し、ランニングコース、遊具広場、ピクニック広場等を導入
- ・統廃合を進めて、残す公園を魅力的に
- ・安全に安心して心地よく利用できる適切な公園管理、鹿害対策
- ・広い公園、遊具が多い公園、行きやすい公園（小学生の要望）
- ・休憩施設、トイレ、自動販売機、Wi-Fi を備えた公園（中・高生の要望）

4-2 市民検討会議

- ・本市の緑や公園に関する将来的なあり方を示すにあたり、市民の公園に対する課題やこれからの公園づくりなどについて、意見を伺いました。

(1) 現状課題

- ・花を植えても鹿に食べられる。
- ・平和運動公園は、利用がないときは駐車場に入れない。
- ・南清水沢地区は子育て世帯が多いが、公園に子供が遊べる遊具がない。
- ・草刈りなどの管理ができていない公園、利用されている公園が少ないように思う。
- ・公園なのか空き地なのか分からない。
- ・公営住宅では遊び場を設置しなければいけなく、公営住宅の管理は自治会が行うことになっているが、住民の高齢化で公園を管理できない。
- ・今まで地域が分担してきた公園管理も、高齢化により困難になっている。
- ・石炭の歴史村公園は管理が行き届いておらず、雑草も伸び放題でお客さんを連れて行くのは恥ずかしい。

(2) 公園のあり方

- ・現在人口に対して公園の数が多。必要などころに集約・再編するほうが良い。
- ・できる箇所から集約・再編に取り組み、好事例を積み上げることが肝要。
- ・公園管理ができていないという現状の課題をクリアしないと、公園整備を考えるという次の段階へ行けない。
- ・安全に安心して心地よく利用できるように適切な管理を実践する。
- ・若菜・清水沢・紅葉山の各地区で、集約した公園がそれぞれあれば良い。
- ・各拠点地区や地域の魅力を活かした公園、目的に応じた公園があると良い。
- ・子供たち向けの遊具だけでなく、高齢者が運動できるような遊具があっても良い。
- ・景観を楽しむ公園や観光ルート上の公園など、景観や鉄道などの地域資源を活用する。
- ・地域が自発的に行う維持管理や公園を利用する市民活動等を後押しするような公園のあり方が望まれる。

4-3 公園の管理に関する地域ヒアリング

- ・公園等の管理の現状や、管理活動に関する課題、今後の管理に関する意向等を把握するため、公園の管理にご協力いただいている地域住民や団体等にヒアリングを実施しました。

(1) 主な活動内容

- ・ゴミ拾い、草刈り、設備・遊具の点検、花壇の巡回・手入れ・鹿害対策、子どもの見守り

(2) 管理の課題

- ・施設・遊具の維持管理が限界
- ・鹿害対策が大変
- ・作業に参加してくれるメンバーが高齢化
- ・管理に携わる後継者等の不足
- ・公営住宅団地の入居が減っていることにより、公園の維持管理が困難

(3) 管理に対する今後の意向

- ・人口も減っているので、すべての公園を維持することは無理だろう。
- ・公園の集約や再編はすべきである。
- ・三叉路花壇は市の玄関口にあたる場所なので、綺麗に整備すべきと思い、継続している。
- ・機能を維持するもの、最低限の管理をするものなどのすみ分けも必要

5. 緑・公園の課題

5-1 都市公園等の課題

(1) 評価・分析

- ・本市の都市公園、児童遊園、子どもの遊び場、団地緑地、花壇といった公園等は、広域的に分散して各所に設置されている状況から、日常的なレクリエーションの場や災害時における緊急避難的な場の確保、市街地の景観など、緑の基本的な機能を担うことが可能な状況となっていると考えられます。
- ・多くの公園等が整備されたことにより、夕張市都市計画区域内一人あたりの公園面積からも公園の量的には充足している状況ですが、全国や北海道の一人当たり都市公園面積を大きく上回っており、人口減少下にあつて今後すべての公園を維持するために多額の管理コストをかけていくことは、現実的ではありません。
- ・また、人口減少・少子高齢化が進む中で公園の利用は著しく低下しており、市民アンケートでは「公園を利用しない」との回答が8割を超え、魅力ある公園や利用したい公園がないことに加え、6割以上の公園が供用開始から30年以上を経過し、遊具や施設、設備の著しい老朽化による安全性に対する不安も、利用低下の大きな要因となっています。
- ・このほか、8箇所の都市公園が10年以上にわたり休止、または一部休止となっており、その公園の存続や廃止の方向性が不透明な状況は、日常的なレクリエーションの場や災害時における緊急避難的な場の確保、市街地の景観など、緑の基本的な機能の維持にも影響を及ぼすおそれがあります。
- ・このような中、市民や小中高生へのアンケート、市民検討会議からは、子どもが安全に安

心してのびのび遊べる場の確保、多世代で利用できる公園施設、自然環境や地域の魅力を活かした公園の整備に加え、適切な公園管理の実施を求める声が多く、多様化するニーズに対する公園のあるべき姿として質の向上が求められています。

(2) 課題の整理

- ・現状の公園では、人口に対して規模や総量が過大となり、すべての公園を維持することは困難なことから、想定される人口減少や人口動態、将来的な都市づくりを見据えた市街地の形成に合わせて、公園の集約や統廃合等による、適正な配置転換を図っていく必要があります。
- ・その中で、老朽化した遊具等の対応や休止公園を含めた公園等の存続・廃止の方向性を明確にし、多様化する市民ニーズに的確に対応するとともに、地域の特性等に応じた魅力ある公園づくりが求められます。
- ・また、市民の公園利用を促し、緑に親しむきっかけを作るためにも、公園環境や遊具、施設・設備を適切に維持し、いつでも心地よく利用できるような管理のあり方についても、検討が必要です。

5-2 公共施設・民間施設緑地の課題

(1) 評価・分析

- ・公共施設・民間施設緑地は、都市公園等と同様に、緑の量的には十分に確保されている状況であり、市民アンケートからも守るべき緑・増やすべき緑として回答が多かったことから、市街地の修景等として重要な緑であると考えられます。
- ・これらの緑は、規模の面からも都市環境の保全、都市景観に潤いをもたらすものとして期待されますが、公共施設緑地については、夕張市公共施設等総合管理計画の推進により、今後の公共施設の統廃合・再編に伴って植栽地等の総量が縮小することが考えられます。

(2) 課題の整理

- ・民間施設緑地は、都市環境の保全、景観形成のため、事業者や所有者とも協働して現況を維持することを基本とし、公共施設緑地は、公共施設の再編において植栽スペースや樹木、草花等の緑地の縮小を抑え、修景効果が維持されることが求められます。

5-3 山林・田園・河川の緑の課題

(1) 評価・分析

- ・本市の地域性緑地は、三角山や冷水山などの山林、基幹産業である夕張メロンの生産に欠かすことのできない農地、夕張川や志幌加別川をはじめとする河川等が緑の骨格を成すものとして最も重要な存在であり、身近な自然風景として市民に根付いています。
- ・市民アンケートにおいても守る緑としての意識が高く、生活環境の保全や多様な動植物の生息、市街地との緑のネットワークや景観の形成に寄与しています。

(2) 課題の整理

- ・山林・田園・河川の緑は、本市の地勢、自然環境及び景観の骨格として、また、多様な動植

物の生息地としても適切な保全により、後世に引き継いでいくことが求められます。

- ・また、保全にあたっては、維持管理する主体であるそれぞれの管理者や保有者との連携が必要となります。

5-4 緑づくりの取り組みの課題

(1) 評価・分析

- ・公共施設緑地等では、花植え、ゴミ拾い、雑草抜き、鹿害対策など緑の保全や景観の維持に関する様々な活動が行われています。
- ・活動に参加される方の高齢化が進み、参加者が減少傾向にある中、地元高校生の活動も展開されており、市内の緑の保全や景観形成に対する意識の醸成を図るきっかけとなっているものと考えます。

(2) 課題の整理

- ・高校生をはじめ市民による緑の保全・景観維持の様々な活動が行われている一方で、市民アンケートでは、緑化活動への参加意向や参加状況は3割程度にとどまり、参加意向が低いことから、緑化活動の意識向上への取り組みが必要です。
- ・緑化活動の参加主体は地域の町内会の意向が高いことから、各地区での緑・公園づくりは、町内会などと連携した住民参加型の取り組みを推進することが重要です。

6. これからの緑・公園づくり

6-1 緑・公園づくりの基本的な考え方

・現況調査から抽出された本市の緑・公園等の課題や市民ニーズに的確に対応し、緑が備える機能・役割を果たすために、今後取り組むべき緑・公園づくりに関する基本的な考え方を示します。

本市の豊かな水や緑の自然環境は、長い年月が経過する中で形成され、貴重な動植物などの生態系を守るとともに、夕張の風土を形成するものとして市民に根付いています。

また、石炭産業が発展する礎となった石炭の大露頭や模擬坑道（平成31年（2019年）4月の火災により現在復旧中）など歴史的に貴重な資源も、本市の歴史文化を伝える施設として重要な役割を果たしています。

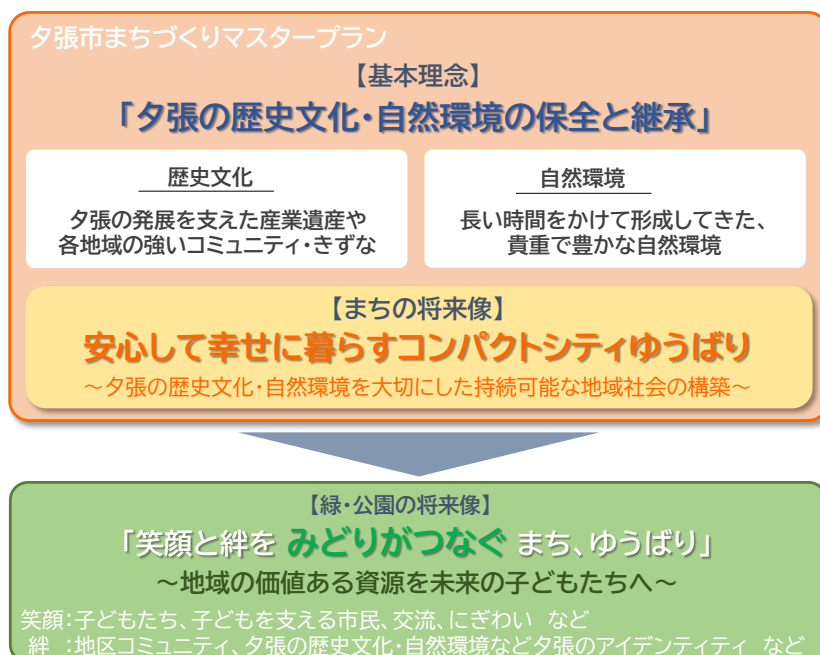
これら自然環境と歴史文化は、夕張のアイデンティティとして大切に守り、次世代に引き継いでいくため、「夕張の歴史文化・自然環境の保全と継承」を夕張市まちづくりマスタープランの基本理念として定め、「安心して幸せに暮らすコンパクトシティゆうばり」をまちの将来像と掲げています。

本構想ではこの基本理念とまちの将来像を念頭に、緑が有する機能・役割により生活環境を支え、緑に親しむ市民の活動を促すような緑・公園づくりを進めます。

6-2 緑・公園の将来像

・本市の緑や公園等は、自然環境からなる地域固有のものが多く、本市の歴史を伝える資源にも恵まれていることから、それらはまちの大切な財産として保存し継承していく必要があります。また、夕張に暮らす市民の憩いやコミュニティの場として、適切に管理し、維持していく必要があります。

・その中で、人口規模に見合った緑・公園づくりにより、将来にわたり市民に愛され、長く利活用されるよう一つ一つの質や満足度を高め、子どもたちや子どもを支える市民、利用者の笑顔が絶えない、緑・公園となるよう、次のように将来像を設定します。



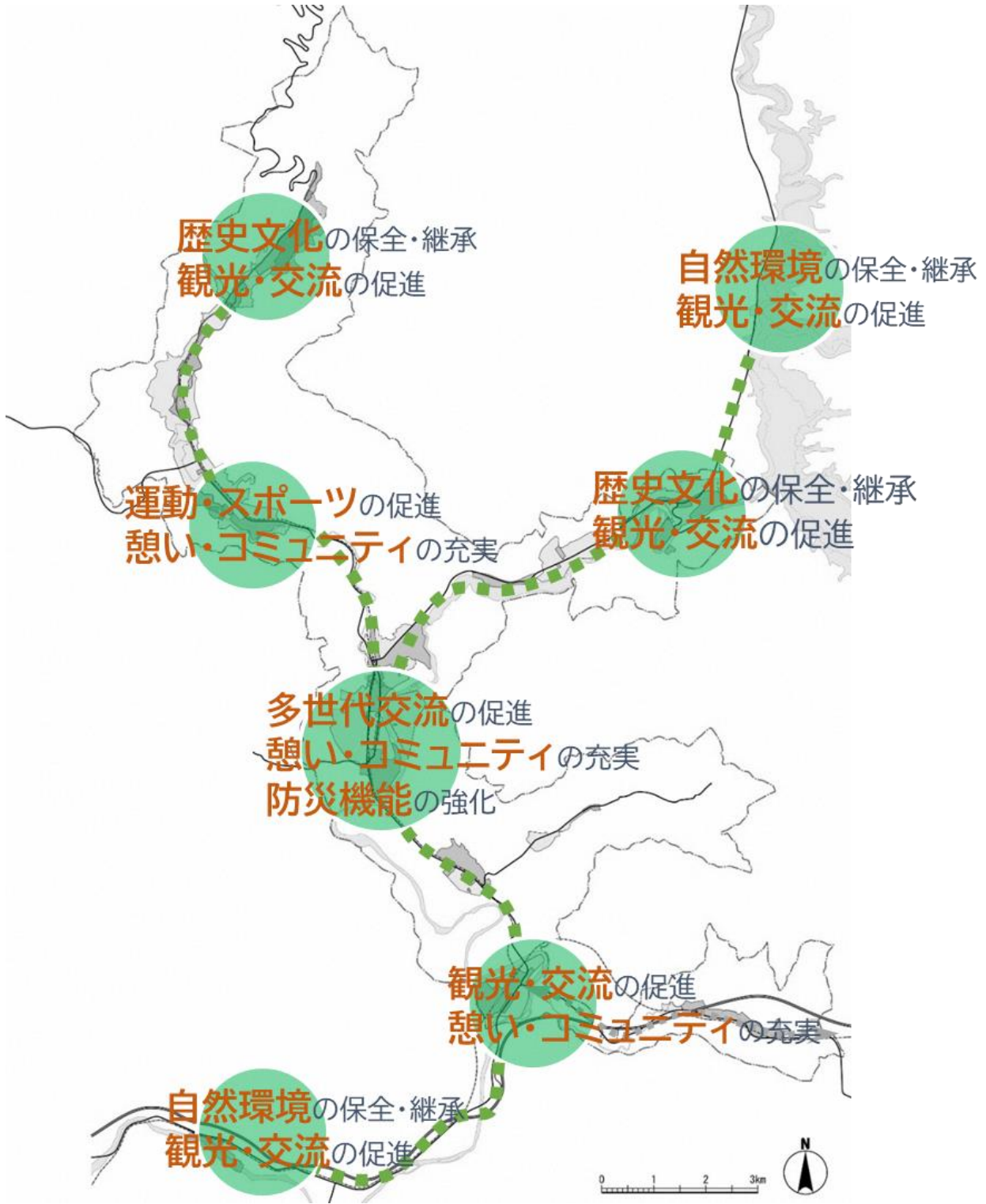


図 6-1 夕張市の緑・公園の将来像

6-3 緑・公園づくりの基本方針

(1) 都市公園等の方針

【量の確保から質の向上による公園づくり】

・都市公園等は、現在の過大に保有する公園等の量的な確保から、公園自体の質を向上させるため、今後想定される人口減少やコンパクトなまちづくりに対応する都市づくりと連動し、地域特有の機能や資源を活かした公園等の再編を基本として、質の向上を図ります。

(2) 公共・民間施設緑地の方針

【市街地に癒しをもたらす緑づくり】

・公共施設の緑地や民間施設緑地は、都市環境の保全、都市景観への潤いや住民への癒しをもたらす緑として、引き続き維持・保全を行います。

(3) 山林・田園・河川の緑の方針

【都市の緑の骨格を形成する緑づくり】

・本市の地勢、自然環境及び景観の骨格として、また、多様な動植物の生息地として守るため、引き続きそれぞれの管理者等と連携し、維持・保全を行います。

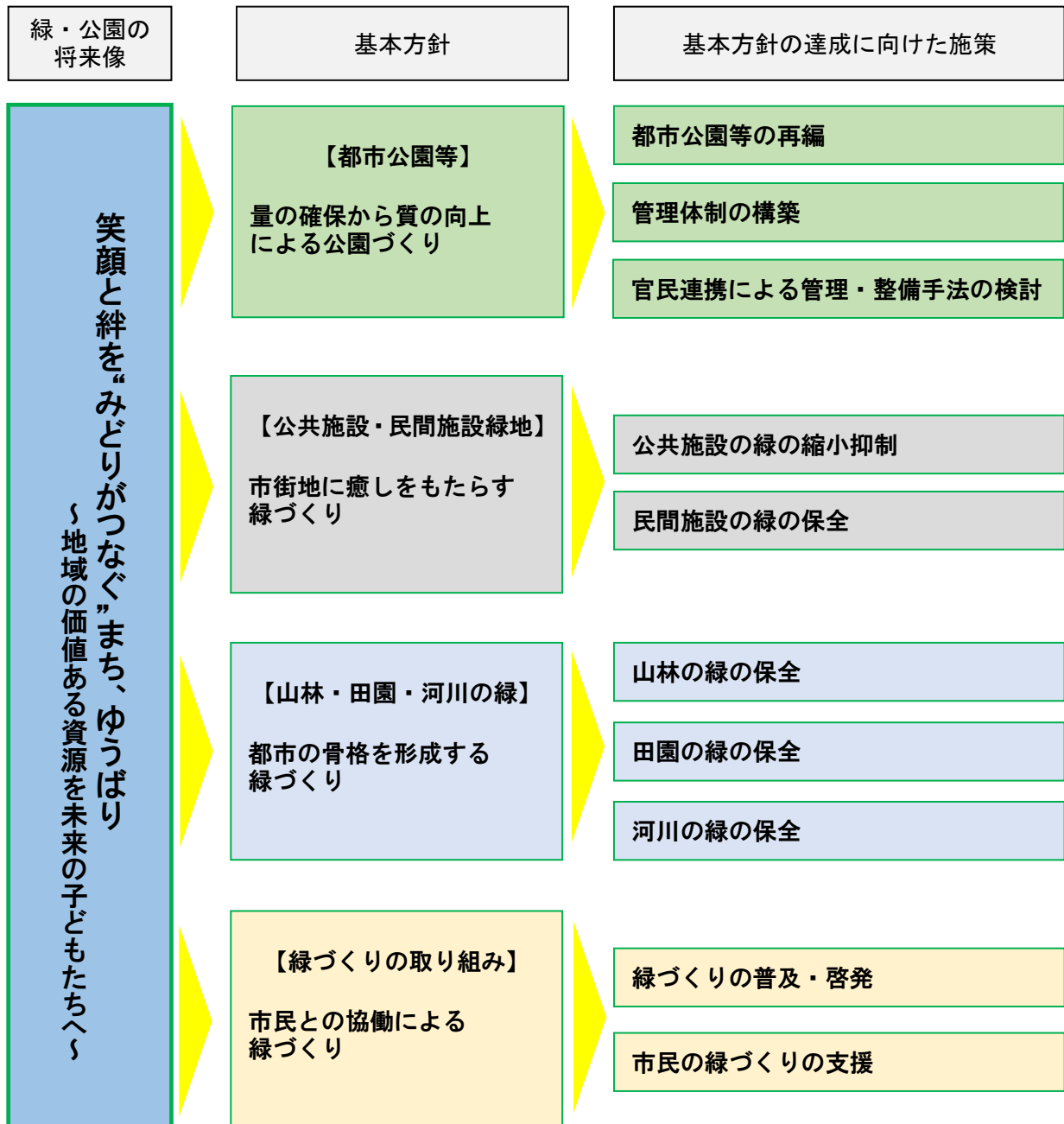
(4) 緑づくりの取り組みの方針

【市民との協働による緑づくり】

・市民や事業者の緑・公園に対する意識を高めながら、緑づくりへの参加を促し、日常生活の中で緑と親しむ機会の創出を目指します。

7. 緑・公園づくりの推進

7-1 施策の体系



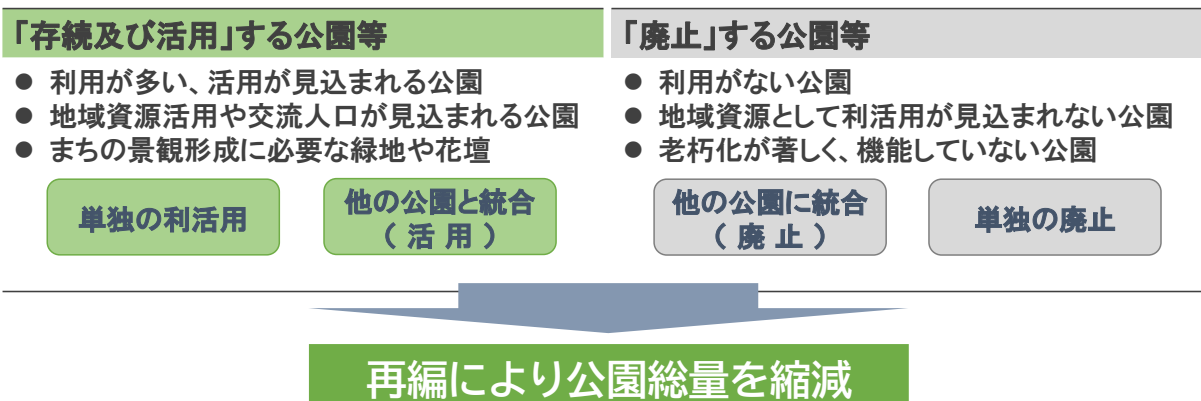
7-2 公園等の量の確保から質の向上

- ・基本方針に基づいて公園等の再編を行うにあたり、各公園等の存続及び活用、又は廃止について基本的な考え方を整理し、公園再編方針を設定します。
- ・その際に、北海道が示す「長期未着手公園等に係る基本的な考え方」を踏まえて当該公園を評価し、検討に反映します。
- ・既存公園の存続及び活用だけでは市民ニーズへ満足に対応することが困難であるため、公園の新設や機能の向上に関する整備について、十分に検討します。また、適切な管理を行うための管理体制及び管理方法についても、検討を行います。

(1) 都市公園等の再編

① 都市公園などの存続及び活用又は廃止の基本的な考え方

- ・「存続及び活用」する公園などは、以下のとおりとします。
市民や団体等の利用が多い公園、又は活用が見込まれる公園
地域資源、交流人口の創出等としての活用が見込まれる公園
市街地の景観形成に資する緑地や花壇
- ・「廃止」する公園などは、以下のとおりとします。
市民や団体等の利用がない、又は活用が見込まれない公園
地域資源、交流人口の創出等としての活用が見込まれない公園
施設の老朽化が著しいなど、公園として機能していないもの



② 公園等の再編方針の設定

- ・存続及び活用、又は廃止の基本的な考え方を基に、以下の視点で存続・廃止を判定し、公園等の再編方針を位置づけます。

存続・廃止を判定する視点

所管の意向	・所管課が「存続」「廃止」を考える公園の抽出
都市づくり	・都市機能と居住を誘導する区域の指定の有無 ・地域資源（水・緑、景観、歴史文化等）の有無
利用の実態	・市民アンケート、子どもアンケート（小中高校）に基づく利用実態の有無

公園再編方針

単独の利活用	・独自の機能（役割）を有する公園
他の公園と統廃合（活用）	・居住エリアに近接している公園 ・公園施設等が比較的あたらしい公園 ・地域資源として活用が見込まれる公園
他の公園に統廃合（廃止）	・公園施設等の老朽化が著しい公園 ・地域資源として活用が見込まれない公園 ・周辺に機能の代替が見込まれる公園がある
単独の廃止	・設置目的や役割が終了した、又は終了が見込まれる公園 ・地域資源として活用が見込まれない公園 ・公園として機能していない

③ 公園再編方針に基づき判定した結果及び再編による効果

- ・単独の利活用公園と他の公園と統廃合して活用する公園の合計は22か所、単独の廃止公園と他の公園に統廃合して廃止する公園の合計は40か所となります。
- ・公園を再編することにより、公園数は約65%縮小、都市公園面積は約22%縮減となります。

■再編方針別の公園数

種 別	設置数	面積	公園再編の方針			
			単独活用	他の公園と統合（活用）	他の公園に統合（廃止）	単独廃止
都市公園	21か所	133.0ha	6か所	－	4か所	11か所
児童遊園	5か所	0.9ha	－	1か所	2か所	2か所
子どもの遊び場	21か所	1.8ha	－	6か所	3か所	12か所
緑地	12か所	0.7ha	－	8か所	4か所	－
花壇	3か所		1か所	－	－	2か所
計	62か所	136.4ha	7か所	15か所	13か所	27か所

<現状>

公園の種類別	箇所	面積 (ha)	m ² /人
都市公園 計	21	133.0	187.5
都市公園以外 計	41	3.4	4.8
公園全体 計	62	136.4	192.6
・H18年人口との比較			103.6
・北海道の都市公園	4,863		28.6
・全国の都市公園	119,941		10.3

公園再編の効果

<公園数>

- 公園全体の廃止数(13箇所+27箇所) 40箇所/62箇所
- 40箇所の廃止により、公園の数は「約65%」縮小

<都市公園面積>

- 公園再編後の都市公園面積:103.4ha …①
- 一人当たり面積 145.8m²/人 (①/R2都市計画区域内人口:7,091人)
- 都市公園面積は約22%縮減

(2) 都市公園等の整備

- ・単独で利活用する、他の公園と統廃合すると位置付けられた公園等については、多様化する市民ニーズに対応する公園づくりを行うとともに、日常的なレクリエーションや憩いの場として、公園の質の向上を目指します。
- ・市民のニーズや、地域の賑わい創出の観点から、全般的な整備方針を以下のように定めます。

- ・子どもたちが安全に安心して利用できる公園を提供する。
- ・多世代の公園利用で運動・健康づくりを促進する。
- ・公園の利用形態を見直し、交流人口の増加を図る。
- ・地域資源の公園活用で新たな人の流れを創出する。

- ・夕張市まちづくりマスタープラン・夕張市立地適正化計画の推進の観点から、各地区での整備方針を以下のように定めます。

拠点形成の取組	【若菜、清水沢、紅葉山の拠点地区】 <ul style="list-style-type: none"> ・若菜：平和運動公園の一部開放、整備 ・清水沢：市民が集う憩いの公園整備 ・紅葉山：道の駅と一体的な公園整備
居住誘導の取組	【若菜、清水沢、沼ノ沢、紅葉山の居住誘導地区】 <ul style="list-style-type: none"> ・居住環境周辺への子どもが遊べる場所の整備
地域再編地区の取組	【拠点地区以外の地区】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用し、価値を高める

(3) 公園等の管理

- ・利用者にとって、安全に安心していつでも心地よく利用できる公園を維持するために、利用の増加を目指しつつもコストを抑制し、負担の軽減が図られる維持管理を実践していきます。
- ・公園機能を維持するために、公園施設・設備の定期点検・更新を実施し、巡回・清掃・草刈り等の日常的な管理を的確に実施できる体制を検討します。
- ・維持管理にあたっては民間活力の導入も視野に入れ、包括管理委託といった複数個所・複数年にわたり維持管理を行う手法を用いるなどして、維持管理経費の抑制を図ります。
- ・担い手不足が課題となっている地域管理の負担軽減や、庁内での管理体制を見直すなどして、管理の一元化を図ります。

7-3 市街地にうるおいをもたらす公共施設等の緑の保全

- ・既存の公共施設の植栽地でまとまった緑量を有する箇所においては、施設を所有する機関・部署や地域の意向に沿い、保全・管理を図ります。
- ・寺社等の民間施設の植栽地では、基本的に所有者の責任において維持管理していただきますが、適正な管理に向けた情報提供を必要に応じて行います。

7-4 都市の緑の骨格を形成する山林・田園・河川の緑の保全

- ・保安林や地域森林計画対象民有林によって構成される山林の緑については、管理主体や所有者の維持管理に委ねますが、夕張市の緑の骨格としての重要性から、極力開発を抑制するものとします。

- ・田園地域ではメロンを主産物とする畑作が営まれており、営農が将来にわたって安定的に経営されることにより環境保全・景観形成機能が担保されます。
- ・夕張川、志幌加別川をはじめとする河川については、河川管理者に維持管理を委ねます。

7-5 市民参加型の緑づくりの取り組み

- ・市民の興味、関心を高め、積極的な緑づくりが実施できるよう、行政や活動団体から情報提供を行い、市民活動の活性化を図ります。
- ・自然観察会や花壇コンクールなどのイベントを通じて、緑に触れ、緑づくりに参加する機会を増やしていきます。
- ・公園の再編、整備にあたっては意見交換会を開催し、市民の意向を把握するとともに、市民と行政、市民同士が直接話し合える場を確保します。
- ・環境学習や総合学習を通じて、子ども達の緑を守り育てる意識の醸成に資するよう、学校や学習の場への情報提供を図ります。

8. 将来的な緑・公園

8-1 将来の公園の配置イメージ

- 公園再編を行った先の将来的な公園は、市全体の緑の保全と連動・共存して各地区で維持管理していく公園の位置づけや役割を明確にし、本構想で設定する将来像が示すよう、各地区の緑によるネットワークの形成を図り、質が高い公園を目指します。

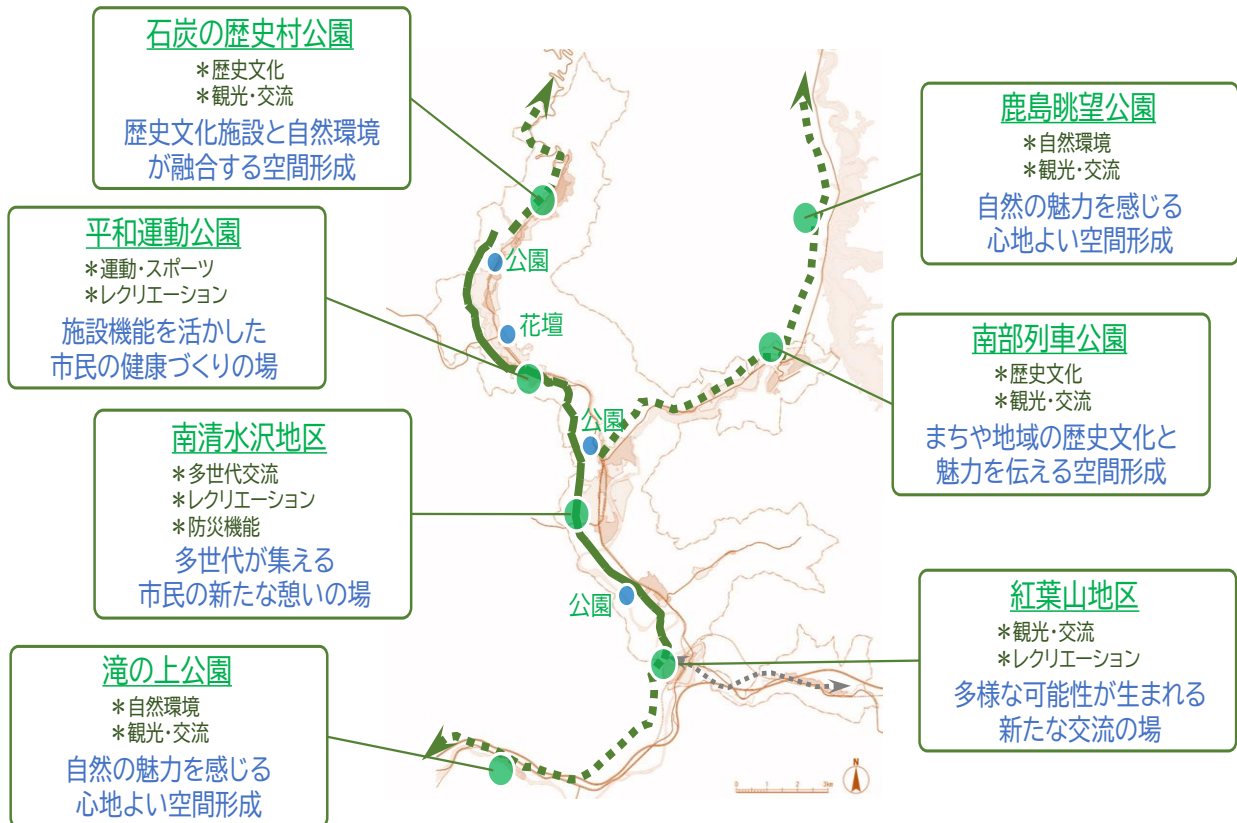


図 8-1 将来的な公園の配置イメージ